

ふるさと納税をご活用ください！

泉佐野市公益活動応援基金

～地域団体の公益活動を助成するための寄付金を受け付けています～

「泉佐野市公益活動応援基金」は、地域の各種団体（*1）が自主的に実施する地域の活性化や課題の解決に向けた公益活動（*2）への助成に要する経費に充てるため資金を積み立てることを目的とします。

地域の各種団体が実施する公益活動に対する寄付金を広く募集しますので、みなさんのご協力をお願いします。



（*1）地域の各種団体とは…

泉佐野市内に本拠を置き、かつ2人以上で構成されている団体で、法人格の有無は問いません。

【参考例】

町会（自治会）、子ども会、長生会、まちづくり活動団体、福祉活動団体、スポーツ団体、文化振興団体、青少年育成団体、環境保全活動団体、人権擁護活動団体、健康推進活動団体 など

※宗教団体、政治団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、民間企業、および反社会的団体は除く

（*2）公益活動（特定非営利活動）とは…

特定非営利活動促進法第2条第1項の別表に掲げる次の20の活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの

①保健、医療または福祉の増進を図る活動 ②社会教育の増進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動 ⑤農山漁村または中山間地域の振興を図る活動 ⑥学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護または平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動 ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱消費者の保護を図る活動 ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動 ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

●この寄付金は、返礼品はありませんが、ふるさと納税の優遇税制の対象になりますので、2,000円を超える部分（*）は所得税・個人住民税から控除されます。

※税の控除を受けるには、確定申告やワンストップ特例申請などの手続きが必要です。（*）…所得などによって控除の上限があります。

●後日、寄付者には「寄付受領証明書」を郵送し、寄せられた寄付金は「泉佐野市公益活動応援基金」に積み立てます。

●寄付者が寄付先として希望した団体が令和4年度以降に実施する公益活動への助成金の財源として、寄付金額の全額を活用します。

寄付の受付 次のいずれかの方法で

●泉佐野市ふるさと納税特設サイト「さのちよく」(<https://furusato-izumisano.jp/public/>)でWEB受付

●会計課窓口を設置の申請書で受付（2千円以上の現金に限る）

制度に関する問合せ先 自治振興課

寄付に関する問合せ先 ふるさと創生課

【注意事項】

●寄付者が助成先として希望した団体が公益活動を実施していない場合や、助成金の受取を辞退した場合などは、寄付者のご希望に沿えない場合があります。

●受付の際に寄付者が希望団体を指定しない場合の他、単に税の優遇措置を受けることだけを目的とした寄付は、受付ができない場合があります。

これらのプロジェクトへの寄付は、住んでいる地域（市内・市外）に関わらず返礼品の提供はありません。

市民のみなさんもぜひ

未来の国際人を育てる グローバル人材育成支援プロジェクト

このプロジェクトは、本市の「国際都市宣言」の趣旨に基づき、グローバル人材の育成を支援することを目的として、創設されました。未来の国際人を育てるこのプロジェクトに対する寄付金を広く募集しますので、市民のみなさんのご協力をお願いします。

この寄付金は、**返礼品はありませんが**、ふるさと納税の優遇税制の対象になりますので、2,000円を超える部分（*）は所得税・個人住民税から控除されます。

※税の控除を受けるには、確定申告やワンストップ特例申請などの手続きが必要です。

（*）…所得などによって控除の上限があります。

寄付の受付 次のいずれかの方法で

- 泉佐野市ふるさと納税特設サイト (<https://furusato-izumisano.jp/global/>) 「さのちよく」でWEB受付
- 会計課窓口にて備え付けの申請書で受付（2千円以上の現金に限る）

問合せ先 ふるさと創生課



令和4年度より「グローバル人材育成支援制度」を創設（予定）

この制度は、ふるさと納税「グローバル人材育成支援プロジェクト」への寄付金を活用し、予算の範囲内で「グローバル人材育成支援金」（以下「支援金」という。）を交付するものです。

府内に所在の高等学校などが、教育活動の一環として実施する短期留学に参加する生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者に対して支援を行います。支援金を受けるための申請募集期間など、詳しくは令和4年4月以降の広報いずみさの、市ホームページなどでお知らせします。

支援の対象になる費用 対象生徒の短期留学に要する経費のうち、在籍校または在籍校の委託業者などに納付する経費とします。（国際航空運賃などの交通運賃、寮費、ホームステイ費用、海外の教育機関などで必要となる授業料、出国手続諸費用、海外傷害保険料など）

支援金の額 支援対象経費の2分の1の額（千円未満は切り捨て）
※100,000円を上限とします。

申請要件

- 申請者（対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者。以下同じ。）が本市に住所を有していること
- 申請者が本人に係る市税（納期が到来しているもの）を完納していること
- 在籍校から対象生徒である旨の証明および短期留学修了後にその旨の証明を受けられること
- 同一年度で同一対象生徒に係る支援金の交付は1回に限る

問合せ先 自治振興課

